



## 生活保護の住宅扶助の代理納付の課題

保護費の内、被保護者本人が住んでいるアパート等の部屋代を市役所が、保護費を振り込む時に生活扶助費とわけて、アパート等の大家さんの指定する口座へ振り込む「代理納付」があります。現住所を確保する為と家計管理上、被保護者にとっても有効なシステムと思われます。ただ、保護開始後の金額の変動によって、はじめ「代理納付」していたアパート代が振り込まれなくなり、いつの間にかアパート代の滞納が膨らむ事例があるようです。

(例2) 代理納付の場合(収入がない場合)

	基準	収入	支給額	振込先
生活扶助	70,000	0	70,000	本人の指定する口座へ振り込み
住宅扶助	30,000	0	30,000	家主に指定する口座へ振り込み
合計	100,000	0	100,000	

(例3) 代理納付の場合(収入がある場合1)

	基準	収入	支給額	振込先
生活扶助	70,000	60,000	10,000	本人の指定する口座へ振り込み
住宅扶助	30,000	0	30,000	家主に指定する口座へ振り込み
合計	100,000	60,000	40,000	

(例4) 代理納付の場合(収入がある場合2)※生活扶助を上回る収入

	基準	収入	支給額	振込先
生活扶助	70,000	70,000	0	
住宅扶助	30,000	10,000	20,000	家賃>支給額につき、振込不可
合計	100,000	80,000	20,000	本人の指定する口座へ振り込み

代理納付(例4)で住宅扶助の基準額3万円を下回り支給額が2万円となると、振込み不可となり、大家さんの口座には振り込まれません。被保護者が毎月自分で大家さんへ振り込んでいけば良いのですが、実行されていないと滞納が継続されます。

市民から問い合わせでは、平成28年8月から滞納されている事例が判明しました。では、どうすれば改善できるのか。保護制度への市民理解をお願いする上でも、改善が必要と思われます。

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

# やがて、家族も車運転出来なくなる

電話を頂き「運転やめたら病院行けない」とご相談を受けました。狭い岐阜市ですが、障がい者手帳を持つ市民には病院への道は遠い。「バス路線の無くなった地域はコミバスで」と言われても、そのコミバスも使い勝手よく来てくれない。要望書作成。

平成30年 2月 日

椿洞自治会  
会長 ○ ○ ○ ○ 様

椿洞自治会  
会員 ○ ○ ○ ○

コミバス「さんさんバス」の運行回数の増便について（要望）

いつも、自治会活動にご努力頂き、ありがとうございます。

コミバス「さんさんバス」につきましても、ご尽力を頂き感謝申し上げます。高齢化が進み中心市街地から遠い地域住民にとりまして、コミバスの発展は大きな支えとなっております。

私も、高齢化に伴い自動車運転が困難になり、安全のために家族のすすめもあり自動車運転を停止いたしました。病院への通院が日常化しておりますため、家族に送り迎えの無理を頼む事になりました。しかし、通院の頻度も多く、家族に頼むのではなく、自分でなんとか通いたいと思うところです。

現在の運行回数と時間は、行きは清水団地8時08分、帰りは岐阜赤十字病院13時27分の時刻表です。13時27分となりますと、待ち時間も多く、待つ場所を探すのも不便で、自然と「さんさんバス」利用も遠くなります。余裕のない運営でご努力されている事とは存じますが、岐阜赤十字病院を12時前に帰りの便を一便増便して頂きたく要望を提出させて頂きます。



松原のりかず  
☎058-253-2500